

## 第2期野洲市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名

第2期野洲市自殺対策計画策定支援業務

### 2 業務の目的

本業務は、令和元年度から5年度を計画年度とする野洲市自殺対策計画の進捗状況や計画策定後の状況の推移等を整理し、計画の見直し・評価を行う。また、次期計画に反映すべき課題を抽出し、その課題解決に向けた本市の取組方針などを定めた第2期野洲市自殺対策計画を策定するものとする。

### 3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、自殺対策基本法等の関係法令及び国、県の指針に基づくものとする。

### 5. 委託業務の内容

#### (1) 現状分析

受託者は、国及び県、自殺総合対策推進センターなどから情報収集を行い、現状把握及び分析を行うこと。

#### (2) 施策・事業の調査および分析

計画の基礎資料とするため、庁内の既存事業の棚卸し作業を支援すること（調査内容の提案。調査票の作成等）および収集したデータ分析。

#### (3) 次期計画案の作成

上記(1)(2)の分析結果を基に自殺対策計画の事務局や関係団体の意見、県や国の動向等を踏まえて分析結果を考察し、今期計画の評価・見直しを通じて、第2期自殺対策計画の素案を作成すること。

※国の自殺対策大綱、県の自殺対策計画、市の総合計画及び各種福祉計画との整合性を図ること。

#### (4) 会議運営支援

各種会議（各4回程度）へ参画し、当該会議の資料作成、議事録及び情報公開用デ

一々の作成や提案等を行うこと。

会議の出席については、担当者が出席し、必要に応じて、資料説明、質疑の回答をおこなうこと。

- ①野洲市自殺対策計画策定委員会 : 年3回
- ②自殺対策計画策定関係課会議 : 年5回
- ③野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会） : 年2回

※議事録は遅延なく市に提出し確認を受けるものとする。

#### (5) 打ち合わせ等

担当課からの要請に応じて、定期的に打ち合わせを行うとともにその記録（要約）を作成すること。記録は遅延なく市に提出し確認を受けるものとする。

### 6. 納期及び納品場所

成果品は次の媒体によるものとし、電子データはマイクロソフトワード、エクセル又はパワーポイントにより作成すること。

#### ① 紙媒体

次期計画書案（A4版・表紙フルカラー・本編モノクロ印刷・50頁程度） 300部  
次期計画書概要版（A4版・フルカラー・2頁程度） 1000部

#### ② 電子媒体

次期計画書案及び同概要の電子データを収納したCD-R等 一式

#### ③ 納期及び納品場所

納入期限は、令和6年3月31日とする。

また、成果品の納入場所は、野洲市健康福祉部健康推進課の事務所とする。

### 7. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令並びに市の定める野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）及び野洲市の情報の保護と安全に関する規則（平成18年規則第52号）等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

#### ア データの授受

市が提供するデータの引渡し場所は、健康福祉部健康推進課とし、個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の授受は、書面により市及び受託者が相互に確認すること。

#### イ データの運搬

個人情報を含む紙媒体及び電子媒体を移送する場合は、物理的損傷や紛失から保護

するために、鍵付きケース等に格納して目的地へ直行すること。

また、電子媒体については、暗号化又はパスワードの設定を行う等の保護措置を講じること。

ウ データの返還又は廃棄

市が提供したデータは、本業務の遂行上不要となった時点で速やかに返還し、又は復元が不可能な方法で廃棄すること。当該データを廃棄した場合は、受託者は市に対し書面により廃棄記録を提出すること。

8. 成果品の帰属

受託業務における提供資料、成果品、その他関係書類等は、すべて野洲市に帰属するものであり、受託者は、野洲市の許可なくこれを外部に提供等してはならない。

9. 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物が納入された後、契約目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しない場合、受託者の責任において、これを訂正すること。

10. 支払方法

履行検査確認後、受託者からの請求により一括で支払う。

11. その他

受託者は、業務遂行に当たって野洲市と密接な連絡を取りながら業務を遂行するものとし、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、野洲市と受託者が協議の上、決するものとする。